

第4回太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議 会議録

日時：令和2年12月21日（月）13:30～15:00

場所：山梨県立図書館2階 多目的ホール

◆議 事：(1) これまでの意見の整理と条例の方向性について

- ・条例化の必要性について
- ・施設の新規設置に関する規制について
- ・施設の維持管理に関する規制について
- ・その他（条例の実効性の担保）

◆出席者：【検討会議委員】 ※50音順、敬称略

（学識者）

五味 高志	東京農工大学 教授
鈴木 猛康	山梨大学大学院 教授
馬籠 純	山梨大学大学院 准教授

（民間）

知見寺 好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
長峯 卓	（一社）太陽光発電協会 政策推進部長

（行政）

高木 晴雄	山梨県市長会 副会長（山梨市長）
望月 幹也	山梨県町村会 副会長（身延町長）

（座長）

保坂 陽一	山梨県森林環境部 （次長）
-------	---------------

【事務局】

環境・エネルギー課

◆会議次第：1 挨拶（山梨県森林環境部長）

2 議事 (1) これまでの意見の整理と条例の方向性について

- ・条例化の必要性について
- ・施設の新規設置に関する規制について
- ・施設の維持管理に関する規制について
- ・その他（条例の実効性の担保）

◆内 容

1 挨拶（山梨県森林環境部長）

・本日は大変お忙しいところご参加いただきありがとうございます。これまでの会議では先生方から、

主に安全性の観点からエリアを明確に示し、そのエリア内での施設については条例で規制すべきという意見や、維持管理についても条例で適切な維持管理がなされるよう定めるべきという意見をいただいている。

・本日は総括的な意見をいただき、今後の制度設計に参考にさせていただきたい。忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

2 議事

(座長)

本検討会は本日が4回目となり締めくくりとなる。早速だが、次第に従い議事を進めさせていただく。まず、(1) これまでの意見の整理と条例の方向性について「条例化の必要性について」「施設の新規設置に関する規制について」事務局より説明を。

1 これまでの意見の整理と条例の方向性について

(1) 条例化の必要性について

(2) 施設の新規設置に関する規制について

<資料1により事務局から説明>

(座長)

ただいま事務局から説明があったが、規模的には出力10kW以上の施設について、規制する区域は県土の約8割を占める森林地域、プラスアルファ土砂災害が発生する恐れのある地域・土砂災害により施設そのものが毀損する恐れの高い地域を加えている。例外的に認める要件としては、防災上安全対策、景観環境、地域住民との合意形成という三つの観点から、許可基準を定めてはどうかという提案である。以上皆様からご意見ありましたらお願いしたい。なお、既存の施設も含めた維持管理は、この後の論点で見ていただく。

(委員)

施設の設置に関する規制のところだが、具体的な区域として都市計画上の危険区域や特定都市河川浸水被害対策法上の都市洪水想定区域や都市浸水想定区域などを網羅してほしい。特に2015年関東・東北豪雨の時に鬼怒川左岸の自然堤防の私有地で、太陽光発電施設が建設されており、氾濫によって家屋に深刻な被害が発生した。したがって、斜面だけではなく家屋倒壊想定浸水区域を含む浸水想定区域も規制の対象に入れて欲しい。

(委員)

設置にあたり、建築上の規定や制限(基礎をつくる際に構造上の制限など)はあるのか。

(事務局)

現状の太陽光発電に関する構造上の規定について、林地開発や法令基準の対象になるものは、ある程度のものはある。具体的な構造に踏み込んだものというあまり承知をしていない。県のガイドラインでも構造の細部まで踏み込んでいるような内容ではない。

(委員)

平地であればコンクリートの基礎をつくらず鉄パイプ等で簡易な架台とした方が、環境負荷が少なく

て済むと思う。通勤途中に小高い丘の木を全部伐採・抜根しアンクルを打ち込み設置工事をしている太陽光発電施設の現場がある。平地であれば問題がない施工方法でも、ある程度の斜度のある斜面では問題となる施工方法と思われる地形と工法の関係も踏まえた基準を設けないと後ほど問題になってくる施設も出るのではないか。

(委員)

発電所の構造について明確な規制というのではないが、まず発電所であるので電気事業法にて規制がある。またその省令が定めた技術基準には全部適合していなければならず、これは発電事業者の義務である。例えば基礎についてはある基準に沿って設定されていなければならないというような、構造上の指針のようなものが定まっている。ただ指摘の通り、このような土木工事をしなさいというような明確な基準ではなく、地盤がしっかりしていないとその上の構造が全く信用できなくなってしまうということになる。そのような意味では、安全性の面では地盤をしっかりしなければいけないのは当然ではあるが、工事する時にはこういうことをしなければいけないというような規制にまでは展開されていない。そういう意味で事業者が自ら判断をして安定した地盤を確保し、その上に作るということが必要になる。とりあえず電気事業法上の規制はあるということをご理解いただきたい。

(委員)

構造上の基準があるが、施工基準がないということが問題である。地盤の強度もさることながら、施工基準をしっかりと作るということが一番重要ではないか。

(座長)

確認だが、上物の施設については、電気事業法の規定があり規制をしている。一方で、上物が置かれている、地面については森林法や宅地造成法など規制があるにしても、これは一定規模以上などで適用になるものもありすべてではないということになる。そのような中で、今回は防災上の安全対策ということで10kW以上のすべての事業用太陽光発電施設について規制の対象にしたいということで、今整理をしているということによろしいか。

(委員)

3 ページ 2 の②「その上で、規制エリアへの設置は、安全性など、明らかに問題がない場合に限り、例外的に許可する仕組みがよい」とあるが、その例外基準について、どれを例外とするかは重要な問題である。今後、例外的基準はどうするのか、或いは施工基準はどうするかということについて、県は継続して専門家の先生方に意見を聞いてほしい。専門家は様々なデータをお持ちだろうから細部にわたり議論してほしい。規制のボーダーが曖昧になってしまうとせっかくの議論が無意味になってしまう可能性もあるので、今後も継続審議をしていただきたい。

(事務局)

事務局の作業としてここで一度これまでの議論を整理させていただき、具体的な事務作業を進めるという意味で今回が締めくくりであると申し上げたが、本会議終了時に今後ご相談させていただきたいと申し上げようと思っていた。例外的許可の仕組みは、これは良いとあらかじめ全てを示すというのは難しい。そのため、基本的には現行防災対策であれば林地開発技術基準など安全に関する法令制度もあるので、林地開発許可制度で言うと、相当しっかりした安全対策を講じさせるというものである一方で、一定規模未満のものについては、その対象にならないという点が大きな課題である。そのようなことを踏まえ、例外的に許可するというのはどのような基準を定めて県が審査をしていくのか。許可するとし

たら、どのような理由で問題ないと判断したのかということの説明できるような仕組みづくりをしていきたい。また制度設計がある程度進んだ時点で、ご意見をいただくようぜひお願いしたいと思っている。

(委員)

例外的許可について、私の考えている案なのだが「地域の要望があること」ではないかと思う。その地域に必要な施設のためにどうしても電力が必要で、通常の売電ではまかなうことが難しいというような場合に限り許可するというのが良いと思う。全く太陽光発電事業ができなくなるということはない。また、例外的に許可する場合においては、市町村が国土利用計画の市町村版をしっかりと定めていただきたい。山梨県の国土利用計画を調べたが太陽光発電に対して記述がされており、景観・環境・防災に配慮することについて記載がある。県でここまで書かれていると、市町村の条例や国土利用計画でこのことについてしっかりと規定すれば法的な根拠にもなる。国土利用計画と太陽光発電の関係についてこれまで議論していなかったかもしれないが、国土利用計画の中で太陽光発電施設について明文化すれば、条例がなくても市町村として個別の案件に対して開発を止めることもできる。今後この例外的区域・維持管理に関しても市町村でもきちんと国土利用計画を定めてほしい。実際に山梨市では国土利用計画が作成されているが、太陽光に関しての記述はない。どちらかと言うと県の国土利用計画をそのまま市町村版にしたようであるので、これをもっと具体的に変えてあげると自分自身を守ることができるのではと思う。

(座長)

市町村との連携や市町村の役割をというご提案いただいたが、資料の5ページにて例外的許可の基準として、地域について一番把握しているのは市町村であるので市町村長に意見を取り入れるべきということについても言及しており、県と市町村が連携して対応していければという提案である。

(委員)

今までの林地開発においても市町村長の意見を求めるという項目があったように、この条例の中にも明確に入れてもらいたい。また、5ページの住民合意形成という記述があるがこの言葉が入っておりよかった。身延町の議会でも条例を制定する意見がかなり出ているが、現在県が条例を作っているからまず県の状況の確認をした上で、町がどのような条例で補っていけるのかを考えていく意向を示した。身延町も空き地が多くなってきており、知らないうちに空き地が人手に渡り太陽光が設置されているケースが多い。住民との合意形成という点でここを是非力を入れた内容にさせていただけるとありがたい。

(事務局)

太陽光発電に限らないが、どのようなものを進めるにしても規制するにしても、県と市町村が一緒にならないとうまくいかないと思う。先ほど委員がおっしゃったようにその地域ごとのルールやまちづくり地域づくりというものに関しては市町村においてしっかりしたコンセンサス、ルールづくりをぜひお願いしたい。県も何の根拠もなく許可できないと言い続けることはできないので、市町村においてそれぞれの地域をどのようにしていくのかということのご議論を是非お願いしたいと思っている。この点についてはまた改めて、県内の市町村にご説明をしてお願いさせていただきたい。ただ、先ほど委員からも話があったように国においても2050カーボンニュートラルに向け太陽光発電施設を推進している一方で、やはり地域には太陽光発電施設に関していろいろなトラブルが起きている。そのところを、市町村長さんに認定をしていただくような、仕組みを入れたらどうかということを議論している。地域の電源確保ということで進めていくのがひとつとしてあるが、ただ、これがすべてではないと思うので、それ以外

のものをどのようにしていくべきかということについては、やはり県と市町村が協力して対応していくということではないか。

(委員)

地域住民との合意形成については、例外的許可の場合だけではなく重要なところであり、新しい仕組みの根幹をなすところなのではないかなと考えている。また、データを集め、実質的にどのように管理をしていくかという次の部分とも関連してくると思っている。また、具体的な区域ということで、この三つの区域に関しては、この通りでいいのかと思うが、地域との兼ね合いから考えて、地域ごとにハザードマップを作っているの、ハザードマップには危険な区域だけでなく、避難場所や避難経路などの情報も入ってくると思う。すなわちこの太陽光発電を規制する、もしくは進めるというのも、非常電源の確保という観点から考えると、いかに地域に根づいていくかという点も重要になってくるかと思う。規制区域というものと比べる中で、ハザードマップなどを生かしながら対応していくという、その部分は地域住民の合意形成と関連してくるかと思うのでそういった流れも作っていくというのがこの新しい仕組み、条例ということになり、それに基づき自主的に、動いていくという流れがあるのではないかと考えている。

(委員)

3 ページ一番下※について、今まで規制地域の話で出てきたが、規制区域外であっても住民の方は非常に地域の防災や環境について関心が高まっているので、重要なものだと思っている。規制外であっても設置届けを出し、基本的には同じような仕組みを準用する形でいけるのではないかと思うので、ぜひこの辺を考えていただけたら街の方々にとっても良いものになるのではないか。

(委員)

4 ページ(1)(2)区域の指定について、これは開発をする場合に危険の可能性のある土地である。特に(2)は本来開発の手を入れてはいけない土地であり、(1)は今規制があるものの条件があるのでその条件を変えて、もう少ししっかりと見ようという区域でありいずれも開発を行うにあたり疑義がある区域だと理解している。(3)は、そういう意味合いの土地も含まれるのかもしれないが、すでに開発された部分も入ったエリアではないかと思っている。そういう意味で開発するにあたり、まずしっかりと見ましょうという部分と、もうすでに水害等も含めると人が住んでいらっしゃる場所に対して、そのエリアはリスクがあり(レッド・イエロー)として指定されているエリアで、これから開発する部分もあるかもしれないが、すでに開発されているものも多いのではないかという意味で同じように扱うのはどうなのかと思う。これはいろいろな考え方があるので検討をお任せしたいが、違う意味合いのエリアで開発時の指導や規制をすれば良いエリアなのかどうか。例えば、すでに平地になり規制区域に指定されているが、これどうしましょうというようなエリアが含まれていて、そのような意味で活用におかしな課題がぶら下がるというようなことがないのかという確認である。

(事務局)

(3)については、委員がおっしゃったとおり、すでに開発されている部分もかなりあると認識しており、県で調べた限りでもこのような区域にすでに何件か設置されているという事実をご報告させていただいた。(2)とは、性質が少し違い土砂災害で施設自体が被災する恐れがあるというような視点で、災害リスクが高いという形で整理している。すでに設置されているという状況については、そこの維持管理をどうしていくのかということにも関係してくる。災害等があった際にそこにある太陽光施設自体が被災することによって、周辺にも影響を及ぼすというような性質の区域と認識をしているので、(2)とは性格

が違うということである。まずは十分理解した上で基準を作っていきたいと考えている。

(座長)

(3)については現行のガイドラインにおいても「立地は避けるエリア」ということで、行政指導ではあるが指導できるような状況となっている。

(事務局)

(3)を規制区域の対象にするかということについて、対象にする場合どのような根拠があるのか等議論をしてきたが、(3)についてはここに施設が設置されることにより災害を誘因するという場所ではない。その施設自体が上方より土砂崩れがあったことによってその施設が損壊する恐れが高いということで、特に人命などに被害がでる恐れが高いところが特別警戒区域である。太陽光発電施設がその損壊のリスクが高い区域に設置された場合、実際損壊した時にどのようなことが懸念されるかということになるが、一つは損壊しても発電し続けるということが多々考えられるので、火災を引き起こしたり或いはその近くにいる方々が感電するリスクがあると考えられる。もう一つは、先般の固定価格買取制度の見直しの中で、廃棄費用を強制的に積み立てるという制度がスタートするが、設置して10年目から必要な額を積み立てるという制度設計になるということで、途中で損壊したものについてはおそらく必要な額がすべて積み上がっていないと考えられる。損壊した施設をしっかりと撤去するというような対応が経費面から考えても難しいことがあるということで、基本的には損壊をさせないような対策が必要である。そうすると、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域についてもしっかりと規制をしてそこにあえて設置するというのであれば、それなりの対策を講じていただくことが必要になる。

(委員)

地域住民との合意形成という話があったが、無論市町村が決める訳であるので市町村が主体になって進める。しかし、その合意形成の方向性を定める指導的な立場としての県のありかた(市町村が話し合う際の目安など)をしっかりと主導してもらいながら双方が協力していく必要があると思う。

(座長)

次の維持管理について、事務局の方から説明。

1 これまでの意見の整理と条例の方向性について

(3) 施設の維持管理に関する規制について

<資料1により事務局から説明>

(座長)

維持管理については、新規と同じように対象は10キロワット以上の野立て太陽光施設を対象とする。また、規制の内容は三段階で考えている。まず全域を対象にこの維持管理の基準を定め管理を徹底させる。第二段階として、規制区域については維持管理計画を作成し定期点検を実施記録する。第三段階として規制区域の中でも一定規模以上のものについては、県に対して計画の提出を義務づけてその内容を確認するということである。以上についてご意見をお願いしたい。

(委員)

災害があった際に損壊し廃棄する場合、廃棄費用積立は10年以降であるということであったが、例えば途中の15年目損壊したというときにはどうなるのか。

(事務局)

その問題について議論をしているところである。例えば土砂災害警戒区域に現在にあったものが実際損壊し事業が継続できない、またその施設が10年に達していない場合しっかりと廃棄してくれるのか懸念される場所である。この辺をまた国の動向を見ながら考えなければいけないと思っている。

(委員)

一つ提案だが、大型施設を作るとなるとおそらく企業としてやる人が多いと思われる。そこで、補償金などそのようなものを事前に約束するというようなものはどうか。どのような形にするかはまだ今後検討することだが、いずれにせよ撤去する費用くらいは責任を持って事業者がするという形はいかがか。

(事務局)

そのような可能性は十分考えられるので、県としても現行の法制度の中でどんなものがどこまでできるかということは考えていく必要がある。もう一つは地域等をしっかりと共生していくという点で、国においても様々な検討がなされている状況であるので、そのような情報収集をしっかりとしながら積立制度を検討していきたいと考えている。

(委員)

積立制度は時間がかかってしまうためその間に災害が発生することは否定できない。それであれば、災害の保険制度は活用できないのか。多くの企業が必要性を感じたならば、それを損保協会にいろいろと検討してもらう必要があるが、活用の可能性があると思う。

(事務局)

委員から保険という話があったが、この点については国でもそのような議論がなされていることを承知している。そのような点も十分配慮しながら検討していきたい。

(委員)

損壊した施設の廃棄は当然ながら、実際に施設がつくられた場所が土砂災害警戒区域のさらに上流、いわゆる土砂が流出するエリアについて、林野庁によって「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為許可基準の運用細則」というのが公開されているが、これを見ると土砂災害対策の方法まで記載されている。この内容を見ると、可能な限り早く現状復帰してもらわないと危険な事業が見えてくる。できるだけ早く現在の施設を終えていただいて撤去していただき、現状通りもとの森に戻して欲しい。細則には森林を2割ほど残さなければいけないと記載されているが、甲斐市団子新居や菖蒲沢は尾根も含めてすべて開発されるようだ。どうしてそれが林発で許可されているかは分からないが、そのような状況まできている。山梨としては、原状回復を迫るような対応をとらないと、単なる景観・観光だけでなく大規模な人的被害に至る災害になりかねない。ここは強行に山梨ならではの対応をしていくべきではないか。

(委員)

これから日本で営業を続けていくしっかりとした日本企業であれば良いが、外国資本の企業が多く参入しており、そのような施設が責任ある行動を最後まで取っていただけるのかということに危惧している。例えば行政による状況の把握(経営状況や役員の状況など)まで突っ込んでもいいのではと思うがいかがか。

(事務局)

おっしゃる通りしっかりとした事業者は当然たくさんいらっしゃるが、明らかに投資目的だと思われる状況も実際散見される。県の条例でどこまで入り込めるか分からないが、そのような視点は常に持つ

て現在検討しているところである。

(委員)

6 ページの施設の維持管理状況や施工状況を確認できる仕組みを作るべきという議論の中で、施工状況について、二つは異なるものなのではという感じがする。施工状況は施工時にその中で確認をすることができると思うが、維持管理状況をどのように確認していくのかということになる。「適切な維持管理について規定を設ける」とあるので、ここでも施工状況も含め（施工状況及びという形か）適切な維持管理についての規定を設けるというようなことになるだろうか、これについては最初の議論と関連するかと思うので注意が必要だと感じた。もう一つは、維持管理方法をいかに実質化していくのかということについて、7 ページにも「徹底させる」とあり確かにその通りだと思うが、いろいろな維持管理者・施工者がおりその中でそれをどう徹底させるのかというのは難しいところだと思う。これは今後議論をして細かく詰めていくことになると思うが、管理等を実質化させるためには非常に重要なところであり、その部分を市町村と連携を密にとっていくようなことをしないとなかなか目が届かないということになるのではないかと懸念している。

(委員)

7 ページの「規制区域内については、維持管理計画の作成、定期点検の実施・記録を義務化」とあるが、これは提出自体も義務なのか。

(事務局)

まず規制区域の中については、維持管理計画や定期点検の実施・記録の義務化をする。その中で、さらに一定規模以上のものについては提出を義務づける。

(委員)

これまでも議論があったが、出力規模によっては、大きくしすぎると、対象となる数が非常に少なくなってしまうし、また下げすぎるとその実質化の観点では県の作業が増えすぎてしまうということもあるので、バランスが非常に難しいと思う。いろいろな事業者や関係者が担当や関連しているため、少なくとも登録などアンケートのように非常に簡単でもいいので、一度何かしら届けをしてもらい現状を洗い出すという作業が必要ではないか。そのような作業をすると、どこまでの業者はしっかりと目を向けてくれていて、どこからが目を向けてくれないのかなどが明らかになる。現状を把握しないと、実際運用してみているいろいろ困ることが出てくるのではないかと思います。また、ある程度小規模の施設も簡単なものは一応提出する形を取った方がより実質的になり良いのではないかと。

(事務局)

いくつか意見をいただいたが、県内の事業用太陽光発電施設は現状で 1 万件以上ある。最も理想的な形を言うと、それらをすべて県が 100%を指導していくことができればそれに越したことはないとは思っているがそれは難しく、できないと言わざるをえない。安全性への懸念の度合いなどからある程度区分をつけてやっていかざるをえない。ただ一方で、全く何もしないというところがあってもいいのかという点については、規制区域以外の既存施設（規制区域内の新規施設については設置届を出していただくが）についても、例えば住民の方から何か相談があった場合に県でどこにどのような施設があるか、規模や設定などの細かな情報を持っておかないとなかなか具体的な対応ができないので、設置届をすべての施設に提出してもらおう形で対応していきたいと検討している。

(委員)

県内に施設が1万件以上あるということで、それをチェックしきれないという問題があると思う。チェックには4つの段階があると考えており、申請段階・施工中・施工後・事業終了後のタイミングでチェックをすればよいのではないか。また、申請段階のチェックを可能であれば県だけではなく有識者によるチェック体制を作った方がよいと思う。なお、チェックするには当然お金がかかることも考慮しなければならない。このように事業開始から施工完了までではなく、事業完了までしっかりとチェックできるような体制を制度設計の中でしていただきたい。

(事務局)

県だけですべてをやるのは不可能なので、先程も申したとおり市町村とどこまで協力できるかというところである。もう少し踏み込むと、市町村単位ではなくそれぞれの地域と市町村と県という3段階で連携協力してやるのが極めて重要であると思う。ぜひとも市町村長にはそのような連携体制がうまく構築し、まわっていけるようご協力をいただきたい。

(委員)

今の意見はおっしゃるとおりで、先程住民との合意形成を非常に大事に考えていると言及したが、町としてもこのような場があると住民の皆様の意見を聞く場になるので積極的にやっていきたい。

(委員)

ある町の例だが、3分の1程が土砂災害警戒区域となっており、農地の転用もあり、すぐ近くに住宅が建っている太陽光発電設置の計画があった。住民が町に「そのような場所に設置してもいいのか、防災面はどうするのか」と申し出をしたら、町の担当者から「防災担当は2階ですからそちらへ行ってください」と言われてしまった。つまり、町挙げての体制でなければいけないのであり、例えば防災においては、すべての部局が関連しているはずである。やはり県と市町村の連携した体制が県全体として徹底していないと、町や市によってはやり方が違ってくることがあっては困るのでその辺を徹底していただきたい。

(座長)

県も市町村も、部局をまたいだ体制が必要になると認識している。それでは、次の議論に移り条例の実行性を担保することについて事務局より説明をお願いしたい。

1 これまでの意見の整理と条例の方向性について

(4) その他(条例の実効性の担保)

<資料1により事務局から説明>

(座長)

ご意見がありましたらお願いしたい。

(委員)

これは新規のみならず条例の制定以前からの事業も対象になるのか。

(事務局)

検討としては、新設に加えて維持管理やその後の廃棄までを含めた全体としての条例という絵を描こうとしているので、それに違反があればすべて罰則や立ち入りなどを対象にしたいと考えている。

(委員)

8 ページの※にある、「条例違反が確定した場合は、国に F I T 認定の取り消しを求める」とあるが、実際にこのような流れは可能なのかどうか。取り消しを求めて取り消されるのか、取り消しを求めるというだけになってしまうのか、国の対応によるところであるが実際に取り消しの事例はあるのか。

(事務局)

国では条例等の違反になった場合は、F I T 認定の取り消し要件にあたるという回答をいただいている。実際、沖縄県で農地法違反の事例で取り消しになった事例があるので国としても前提がある。なお、条例違反が確定したという状態とは、どのような状態かという、改善命令を出し相手が従わないというだけでは不十分で、あくまでその次のステップとして、公表する、過料をかける、本県では考えていないが刑事罰をかけ告発するという事実で確定要件となると理解している。

(委員)

現在ほぼ 99% が F I T 制度にて認定された施設だと思うが、F I T 認定による導入をしない設備もではじめている。そのような意味で、この仕組みの前提としては F I T であろうがなかろうが、このエリアに開発を行う場合、一般的にこのような確認をしてくださいと定められているのが見やすいのではないかと。F I T の場合は認定取り消しという一種の最後の手段があるわけだが、必ずしもすべて F I T でカバーできるわけではないので F I T ではない場合どこがどうするのかということまで考慮に入れておく必要がある。

(事務局)

F I T の関係というのは付随的・付加的な効果であると思っている。一つは F I T 法の認定済未稼働案件はまだ相当数あるのでそのようなところを考えると十分に意味はあるのではないかと。ただ、これからのものについて F I T から外れていき、地域活用電源などがどのような取り扱いになるか分からないが、新しい仕組みになっていくということだと思ふ。ただその場合であっても、やはり適切な設置・維持管理がなされていないものに対しては毅然とした対応をしていくということでこの条例については考えている。

(座長)

そもそも事業者は長期間にわたり事業を行うということで、不適切な事業者として事業者名を公表されるというのは効果があるのではないかと感じている。

(事務局)

知事も申ししていたが、本来太陽光発電は環境に良い再生可能エネルギーのはずだが、それがあまりにも急速に、無秩序に開発が進んだため当初はあまり考えていなかった問題が発生している。それが結果的に太陽光発電イコールマイナスなイメージといったようになってきている部分があるので、私は太陽光発電施設に対してとても気の毒な状況にあるのではないかと感じている。是非とも事業者の皆様が太陽光発電施設は世の中のため、地球のためになるのだという気持ちで事業をして欲しい。そうしないと、せっかく環境に良いということで推進していこうとしているのに進めることができなくなってしまう。また、県も規制だけではないので、適切な施設については後押しをしていきたい。

(委員)

現在工事を進行している施設についてはどうするのか。非常に大型なもので設置工事中、或いはこれから設置する段階にあり伐採等も進んでしまっている施設に対してはどうするのか。6月に条例が施行されてからでは遅く、業者の方も当然お金をかけて開発を進めている。また、投資物件であれば購入している

人もいる。このような状況の中で、裁判沙汰になりかねないがこれについては県としての考えはどうか。

(事務局)

林地において一定規模については林地開発許可を経て施工をしているので、それは許可内容に従い適切にやっていただくということである。もう一つはすでに着工しているからといい、条例にて維持管理について全く関与しないということではないので、これから設置されるものと同様に維持管理をしっかりとやっていただくということになる。また、6月議会での条例化を目指しているところであるが、適用関係についてはしっかりと整理をしていく必要があると思っている。すべてを適用範囲にできるわけではなく、そこは一定程度基準を明らかにすべきというところもあるので今後しっかりと考えていく。

(委員)

林地開発許可を県が出した物件で、林地開発許可の申請時の説明内容と実際の作業が違うということとを訴える住民の方はいる。また、開発の結果を見ると、残すべき森林がほとんど残っていない。松の木のみを伐採する許可を得たはずが、すべての木を伐採している事業者もいる。これを県に訴えても、県はこのような基準で許可したとしか言わない。このような物件についてはどうするのか。

(事務局)

許可を得て開発しているものについては、許可内容に従い工事施工していただくというのが当たり前のことであるので、もしそのようなことがある場合には林地開発許可であれば林務環境事務所にご相談いただきたい。その点については、太陽光発電所だからということではないと思う。他のものであっても一定の許可を得て実施するものについては許可内容に従ってやっていただくということになる。また、すべて終わるまでの間は林務環境事務所としても必要があれば指導をしていくので、具体的にご相談いただければ対応させていただきます。

(座長)

全体を通して他にご意見、ご質問ありましたらお願いしたい。

(委員)

優良事例の紹介について、非常に重要なポイントだと思うが、その中でも施工や管理など今まで従来のアセスメントなどで言われている優良事例を並べるのも必要だが、そのような観点だけでなく先ほどの地域開発電源についての在り方はこのような方法が良いという例示や地域との関連での例示など、もう少し網羅的に含めた形の優良事例の紹介を整理していくことによって、より事業者への理解が広がって行くと思う。業者の方が気づいていない視点なども多々あろうかと思うので、そのようなところを情報発信してくいような方向性で進めていただければと思う。

(座長)

条例の他にも非常に有効なご意見ありがとうございます。

(委員)

訂正をさせていただく。先ほど建築基準法の話をした際に、太陽光発電施設は建築物として取り扱わないということだが、これにはメンテナンスを除いて人が立ち入れないという条件がある。また、屋上にあるものは電気工作物となっている。

(座長)

それでは委員のみなさまにはたくさん貴重なご意見いただき感謝申し上げます。事務局では、皆様からいただいた意見や議会からの提言を踏まえて具体的な制度設計に移っていきたい。それでは以上をもち本

日の議事を終了させていただく。長時間、長期間にわたりご協力いただきありがとうございました。